

平成十五年厚生労働省令第八十六号

健康増進法施行規則

健康増進法(平成十四年法律第百三号)第十一

条第一項、第二十二条第二項、第十五条、第二十条

第一項、第二十六条第一項、同条第

二項及び第五項(第二十九条第二項において準用する場合を含む。)並びに第三十一条第一項並び

に第二項第二号及び第三号の規定に基づき、並び

に同法を実施するため、健康増進法施行規則を次

のように定める。

(国民健康・栄養調査の調査事項)

第一条 健康増進法(平成十四年法律第百三号)第十一条第一項に規定する

国民健康・栄養調査は、身体状況、栄養摂取状況及び生活習慣の調査とする。

2 前項に規定する身体状況の調査は、国民健康・栄養調査に関する事務に從事する公務員又

は国民健康・栄養調査員(以下「調査従事者」という。)が、次に掲げる事項について測定し、若しくは診断し、その結果を厚生労働大臣の定める調査票に記入すること又は被調査者ごとに、当該調査票を配布し、次に掲げる事項が記入された調査票の提出を受けることによって行

一 身長

二 体重

三 血圧

四 その他身体状況に関する事項

3 第一項に規定する栄養摂取状況の調査は、調査従事者が、調査世帯ごとに、厚生労働大臣の定める調査票を配布し、次に掲げる事項が記入された調査票の提出を受けることによって行

一 世帯及び世帯員の状況

二 食事の状況

三 食事の料理名及びその摂取量

四 その他栄養摂取状況に関する事項

4 第一項に規定する生活習慣の調査は、調査従事者が、被調査者ごとに、厚生労働大臣の定める調査票を配布し、次に掲げる事項が記入された調査票の提出を受けることによって行

一 運動習慣の状況

二 休養習慣の状況

三 喫煙習慣の状況

四 飲酒習慣の状況

六 歯の健康保持習慣の状況

七 その他の生活習慣の状況に関する事項

(調査世帯の選定)

第二条 法第十一条第一項の規定による対象の選定は、無作為抽出法によるものとする。

区にあっては、市長又は区長。(以下同じ。)は、

法第十一条第一項の規定により調査世帯を指定したときは、その旨を当該世帯の世帯主に通知しなければならない。

(国民健康・栄養調査員)

第三条 国民健康・栄養調査員は、医師、管理栄養士、保健師その他の者のうちから、毎年、都道府県知事が任命する。

2 国民健康・栄養調査員は、非常勤とする。

(国民健康・栄養調査員の身分を示す証票)

第四条 国民健康・栄養調査員は、その職務を行う場合には、その身分を示す証票を携行し、かつ、関係者の請求があるときには、これを提示しなければならない。

2 前項に規定する国民健康・栄養調査員の身分を示す証票は、別記様式第一号による。

(市町村による健康増進事業の実施)

第四条の二 法第十九条の二の厚生労働省令で定める事業は、次の各号に掲げるものとする。

一 歯周疾患検診

二 骨粗鬆症検診

三 肝炎ウイルス検診

四 四十歳以上七十四歳以下の者であつて高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第二十二条の特定健診査の対象とならない者(特定健診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成二十一年厚生労働省告示第三号)に規定する者を除く。次号において「特定健診査非対象者」という。)及び七十五歳以上の者であつて同法第五十一条第一号又は第二号に規定する者に対する健康診査

第五条 法第二十条第一項の厚生労働省令で定める施設は、継続的に一日百食以上又は一日二百五十食以上の食事を供給する施設とする。

(特定給食施設の届出事項)

第六条 法第二十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 給食施設の名称及び所在地

二 給食施設の設置者の氏名及び住所(法人に施されたものであるかの別)

三 給食施設の種類

四 給食の開始日又は開始予定期

五 一日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数

六 管理栄養士及び栄養士の員数

(特別の栄養管理が必要な給食施設の指定)

第七条 法第二十二条第一項の規定により都道府県知事が指定する施設は、次のとおりとする。

一 医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であつて、継続的に一日三百食以上又は一日七百五十食以上の食事を供給するもの

二 前号に掲げる特定給食施設以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であつて、継続的に一日五百食以上又は一日千五百食以上の食事を供給するもの

(特定給食施設における栄養士等)

第八条 法第二十二条第一項の規定により栄養士又は管理栄養士を置くよう努めなければならぬ特定給食施設のうち、一回三百食又は一日七百五十食以上の食事を供給するものの設置者は、当該施設に置かれる栄養士のうち少なくとも一人は管理栄養士であるように努めなければならない。

(栄養管理の基準)

第九条 法第二十二条第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者(以下「利用者」という。)の身体の状況、栄養状態、生活習慣等(以下「身体の状況等」という。)を定期的に把握し、こ

れらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めるこ

とができるものでなければならない。

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法によ

り一定の情報を確実に記録しておくことがで

きるもののもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

三 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイル

への記録を出力することにより書面を作成するこ

とができるものでなければならない。

2 がん検診

(健康増進事業に関する情報の提供の求め)

第四条の三 法第十九条の四第一項の規定により市町村が他の市町村(同項に規定する他の市町村をいう。以下この条において同じ。)に対し提供を求めることができる情報は、当該他の市町村が住民に対して行った前条各号(第四号)

二 食事の献立は、身体の状況等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。

三 献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対しても、栄養に関する情報の提供を行うこと。

四 献立表その他の必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設に備え付けること。

五 衛生の管理については、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）その他関係法令の定めるところによること。

（栄養指導員の身分を証す証票）

第十一条 法第十六条第二項に規定する栄養指導員の身分を示す証明書は、別記様式第一号による。

（法第十六条の一第一項第一号の厚生労働省令で定める栄養素）

第十二条 法第十六条の二第一項第二号イの厚生労働省令で定める栄養素は、次のとおりとする。

一 タンパク質

二 n-6系脂肪酸及びn-3系脂肪酸

三 炭水化物及び食物繊維

四 ビタミンA、ビタミンD、ビタミンE、ビタミンK、ビタミンB₁、ビタミンB₂、ナイアシン、ビタミンB₆、ビタミンB₁₂、葉酸、パン

トテン酸、ビオチン及びビタミンC

五 カリウム、カルシウム、マグネシウム、リン、鉄、亜鉛、銅、マンガン、ヨウ素、セレン、クロム及びモリブデン

六 法第十六条の二第二項第一号の厚生労働省令で定める栄養素は、次のとおりとする。

一 脂質、飽和脂肪酸及びコレステロール

二 糖類（单糖類又は二糖類であつて、糖アルコールでないものに限る。）

三 ナトリウム

（健康増進法施行令第三条第一号の厚生労働省令で定める専修学校及び各種学校）

第十三条 健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号。以下「令」という。）第三条第一号に規定する准看護師養成所及び同法第二十二条第一項に規定する准看護師養成所

（健康増進法施行令第三条第一号の厚生労働省令で定める専修学校は、高等課程、専門課程又は一般課程（一般課程においては、二十歳未満の者が主として利用するものに限る。）を有するものとする。）

第十四条 令第三条第九号の厚生労働省令で定める教育施設は、次のとおりとする。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六百六十四号）第十三条第三項第一号に規定する児童福祉司又は児童福祉施設の職員を養成する施設及び同法第十八条の六第一号に規定する保育士を養成する施設

二 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百一十七号）第二条第一項第一号及び第二号に規定する養成施設

三 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第三条第三項に規定する理容師養成施設

四 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第二条第一項に規定する栄養士の養成施設

五 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十九条第二号に規定する保健師養成所、同法第二十条第二号に規定する助産師養成所、同法第二十二条第一項第三号に規定する看護師養成所及び同法第二十二条第一項に規定する准看護師養成所

六 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十二条第一項に規定する柔道整復師養成所

七 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十九号）第十九条第一項第二号に規定する養成所

八 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項第二号に規定する養成機関

九 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八百五十五条）第五十五条第三項に規定する自動車整備士の養成施設（二十歳未満の者が主として利用するものに限る。）

十 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十条第一号に規定する診療施設（令第三条第五号の厚生労働省令で定める独立行政法人海技教育機構の施設）

十一 歯科技工士法（昭和三十年法律第八百六十八号）第十四条第二号に規定する歯科技工士養成所

十二 美容師法（昭和三十二年法律第六百六十三号）第四条第三項に規定する美容師養成施設

十三 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十一年法律第七十六号）第十五条第一号に規定する臨床検査技師養成所

十四 調理師法（昭和三十三年法律第八百四十七号）第三条第一号に規定する調理師養成施設

十五 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第七百三十七号）第十二条第一号に規定する理学療法士養成施設及び同法第十二条第一号に規定する作業療法士養成施設

十六 製菓衛生師法（昭和四十年法律第八百五号）第五条第一号に規定する製菓衛生師養成施設

十七 柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第十二条第一項に規定する柔道整復師養成施設

十八 視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十号）第十四条第一号に規定する視能訓練士養成所

十九 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十年法律第三十号）第四十条第二項第一号に規定する養成施設

二十 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号に規定する臨床工学技士養成所

二十一 痘瘍装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号に規定する義肢装具士養成所

二十二 救急救命士法（平成三年法律第三百六十二号）第三十四条第一号に規定する救急救命士養成所

二十三 言語聴覚士法（平成九年法律第八百三十二号）第三十三条第一号に規定する言語聴覚士養成所

二十四 独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成十一年法律第八百六十七号）第十二条第一項第一号に規定する施設

第一項第一号に規定する施設

二十五 農業改良助長法施行令（昭和二十七年政令第八百四十八号）第三条第一号に規定する施設

教育機関（二十歳未満の者が主として利用するものに限る。）

二十六 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第一百五十五条第一項第四号及び第二項第七号、第一百六十条第三号、第一百六十二条第二項、第一百六十二条並びに第一百七十七条第七号に規定する文部科学大臣が別に指定する教育施設（二十歳未満の者が主として利用するものに限る。）

二十七 第二種施設等（法第三十三条规定する第二種施設等をいう。以下この項において同じ。）の屋内又は内部が複数の階に分かれている場合であつて、専ら喫煙をすることができる場所が当該第二種施設等の（又は二以上の階の全部の場所である場合における法第三十三条规定の厚生労働省令で定める技術的基準は、前項の規定にかかわらず、たばこの煙が専ら喫煙されていること。

二十八 第二種施設等（法第三十三条规定する第二種施設等をいう。以下この項において同じ。）の屋内又は内部が複数の階に分かれている場合であつて、専ら喫煙をすることができる場所が当該第二種施設等の（又は二以上の階の全部の場所である場合における法第三十三条规定の厚生労働省令で定める技術的基準は、前項の規定にかかわらず、たばこの煙が専ら喫煙

をすることができる階から喫煙をしてはならない階に流出しないよう、壁、天井等によって区分されていることとその他の喫煙をしてはならない階へのたばこの煙の流出を防止するための適切な措置が講じられていることとする。

(喫煙専用室標識及び喫煙専用室設置施設等標識の掲示)

第十七条 法第三十三条第二項又は同条第三項の規定による掲示は、喫煙専用室標識又は喫煙専用室設置施設等標識に記載された事項を容易に識別できるようにするものとする。

(喫煙目的室の技術的基準)

第十八条 法第三十五条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、〇・二メートル毎秒以上であること。

二 たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区分されていること。

三 たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されること。

四 喫煙目的施設の屋内が複数の階に分かれている場合であつて、喫煙をすることができる場所が当該喫煙目的施設の又は二以上の階の全部の場所における法第三十五条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準は、前項の規定にかかわらず、たばこの煙が喫煙をすることができる階から喫煙をしてはならない階に流出しないよう、壁、天井等によって区分されていても他の喫煙をしてはならない階へのたばこの煙の流出を防止するための適切な措置が講じられていることとする。

(喫煙目的室標識及び喫煙目的室設置施設標識の掲示)

第十九条 法第三十五条第二項又は同条第三項の規定による掲示は、喫煙目的室標識又は喫煙目的室設置施設標識に記載された事項を容易に識別できるようにするものとする。

(帳簿の記載事項)

第二十条 法第三十五条第六項の厚生労働省令で定める事項は、たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第二十二条第一項又は第二十六条第一項の許可に関する情報とする。

(喫煙目的室設置施設の営業に係る広告又は宣伝方針)

第二十一条 喫煙目的室設置施設の管理権原者等を(法第三十条第一項に規定する管理権原者等を

いう。)は、その営業について広告又は宣伝をするときは、当該喫煙目的室設置施設が喫煙目的室設置施設である旨を明瞭かつ正確に表示するものとする。

(職員の身分を証す証票)

第二十二条 法第三十八条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式第三号による。

附 則 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、健康増進法の施行の日(平成十五年五月一日)から施行する。

(栄養改善法施行規則の廃止)

第二条 栄養改善法施行規則(昭和二十七年厚生省令第三十七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 この省令の施行の際現にある旧様式による廃止

前の栄養改善法施行規則の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による廃止

この省令による様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙について、当分の間、これを取り繕つて使

用することができる。

附 則 (平成一五年七月三一日厚生労働省令第二号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(健康増進法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この省令の施行の際現に健康増進法(平成十四年法律第三百三号)第二十六条第一項の許可又は同法第二十九条第一項の承認を受けている者が行う当該許可又は承認に係る食品の表示については、平成十八年三月三十日までの間は、この省令による改正後の健康増進法施行規則第十四条第一項第六号及び第九号並びに同条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成一七年三月七日厚生労働省令第二五号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

(施行期日) 第一条 この省令は、平成一九年九月三日厚生労働省令第一〇九号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成一九年四月一日から施行する。

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十一年二月一日から施行する。

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十一年三月三日厚生労働省令第一四号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十二年三月三日厚生労働省令第一〇九号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十二年三月三日厚生労働省令第一一六号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十三年三月三日厚生労働省令第一四四号) 抄

十一日までの間は、この省令による改正後の健康増進法施行規則第十四条第一項第十号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (平成一六年三月二五日厚生労働省令第三十七号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第一条 この省令の施行の際現にある改正前の用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (平成一七年一月三一日厚生労働省令第九号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十七年二月一日から施行する。

(経過措置)

第一条 この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成一九年九月三日厚生労働省令第七十七号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

第一条 この省令は、平成二十二年三月三日厚生労働省令第一〇九号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十二年三月三日厚生労働省令第一四号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十二年三月三日厚生労働省令第一一六号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十二年三月三日厚生労働省令第一四四号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十二年三月三日厚生労働省令第一一六号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十二年三月三日厚生労働省令第一四四号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十二年三月三日厚生労働省令第一一六号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十二年三月三日厚生労働省令第一一六号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十三年三月三日厚生労働省令第一四四号) 抄

十一日までの間は、この省令による改正後の健康増進法施行規則第十四条第一項第十号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

(附 則 (平成一七年九月一六日厚生労働省令第一四四号))

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(附 則 (平成一七年九月一六日厚生労働省令第一四四号))

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(附 則 (平成一八年四月二八日厚生労働省令第一一六号))

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十八年五月一日から施行する。

(附 則 (平成一八年四月二八日厚生労働省令第一一六号))

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十九年九月三日から施行する。

(附 則 (平成一九年九月三日厚生労働省令第一〇九号))

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十一年三月三日から施行する。

(附 則 (平成二〇年三月三日厚生労働省令第一〇九号))

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十二年三月三日から施行する。

(附 則 (平成二二年三月三日厚生労働省令第一四四号))

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十二年三月三日から施行する。

(附 則 (平成二二年三月三日厚生労働省令第一一六号))

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十二年三月三日から施行する。

この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

附則（平成二七年三月三一日厚生労働省令第七〇号）
この省令は、食品表示法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附則（平成三十一年二月二二日厚生労働省令第一七号）
(施行期日)

第一条 この省令は、健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十二年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条の規定 公布の日

二 第一条の規定 改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年七月一日）

（既存特定飲食提供施設に関する特例）

第二条 改正法附則第二条第一項の規定により読み替えられた改正法第三条の規定による改正後の健康増進法（以下「新法」という。）第三十条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 既存特定飲食提供施設（改正法附則第二条

第二項に規定する既存特定飲食提供施設をいふ。以下この条において同じ。）の屋内の場所の一部の場所を喫煙（新法第二十八条第二号に規定する喫煙をいう。以下同じ。）をすることができる場所として定める場合、次の出入り口において、室外から室内に入れる空気の気流が、○・二メートル毎秒以上であること。

口 たばこ（新法第二十八条第一号に規定するたばこをいう。以下この条及び附則第四条第一項において同じ。）の煙（蒸気を含む。以下同じ。）が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。

ハ たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

二 既存特定飲食提供施設の屋内の場所の全部の場所を喫煙ができる場所として

定める場合（その室外の場所が第二種施設等（新法第三十三条第一項に規定する第二種施設等をいう。次条第二項及び附則第四条第一項において同じ。）の屋内又は内部の場所に限る。）たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区分されていること。

既存特定飲食提供施設の屋内が複数の階に分かれている場合であつて、喫煙をすることができる場所が当該既存特定飲食提供施設の一又は二以上の階の全部の場所である場合における改正法附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第一項の規定にかかる場合（新法第三十三条第一項の厚生労働省令で定めた新法第三十三条第一項の規定にかかる場合）を設置したときは、速やかに、附則様式第一号により読み替えられた新法第三十三条第三項に規定する喫煙可能室をいう。第八項及び第四条第二項において同じ。）を設置したときは、速やかに、附則様式第一号により、喫煙可能室設置施設（新法第二十八条第十一号に規定する旅客運送事業船舶（以下この条及び附則第四条第一項において、旅客運送事業鉄道等車両等（法人にあっては、主たる事務所の所在地（法人にあっては、市長又は区長。以下この条において同じ。）に所在するもの）を除く。）にあつては、当該喫煙可能室設置施設の所在地の都道府県知事に届け出する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下この条において同じ。）に、喫煙可能室設置施設（旅客運送事業鉄道等車両等に所在するもの）にあつては当該喫煙可能室設置施設の管理権原者の住所地（法人にあっては、主たる事務所の所在地（法人にあっては、市長又は区長。以下この条において同じ。）に所在するもの）を除く。）にあつては、当該喫煙可能室設置施設の名称及び所在地に、次に掲げる事項を届け出るものとする。

一 喫煙可能室標識（改正法附則第二条第一項の規範により読み替えられた新法第三十三条第一項に規定する喫煙可能室設置施設標識をいう。）及び喫煙可能室設置施設標識（改正法附則第二条第一項の規範により読み替えられた新法第三十三条第一項に規定する喫煙可能室設置施設標識をいう。）（以下この項において、「喫煙可能室標識等」という。）は、当該喫煙可能室標識等に記載された事項を容易に識別できるように掲示するものとする。

二 第二項に規定する既存特定飲食提供施設をいふ。以下この条において同じ。）の屋内の場所の一部の場所を喫煙（新法第二十八条第二号に規定する喫煙をいう。以下同じ。）をすることができる場所として定める場合、次の出入り口において、室外から室内に入れる空気の気流が、○・二メートル毎秒以上である。以下この条において同じ。）の煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区分されていること。

三 指定たばこの煙が屋外又は外部の場所に排出されること。

一 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、○・二メートル毎秒以上である。

二 指定たばこ（改正法附則第三条第一項に規定する指定たばこをいう。以下この条において同じ。）の煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区分されていること。

三 指定たばこの煙が屋外又は外部の場所に排出されること。

一 空気の気流が、○・二メートル毎秒以上である。

二 指定たばこ（改正法附則第三条第一項に規定する指定たばこをいう。以下この条において同じ。）の煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区分されていること。

三 指定たばこの煙が屋外又は外部の場所に排出されること。

条及び附則第四条第一項において同じ。）は、喫煙可能室（改正法附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第三項に規定する喫煙可能室をいう。）を設置するための施設等をいう。次条第二項及び附則第四条第一項において同じ。）の屋内又は内部の場所に定する喫煙可能室をいう。第八項及び第四条第二項において同じ。）を設置したときは、速やかに、附則様式第一号により、喫煙可能室設置施設（新法第二十八条第十一号に規定する旅客運送事業船（以下この条及び附則第四条第一項において、旅客運送事業鉄道等車両等（法人にあっては、主たる事務所の所在地（法人にあっては、市長又は区長。以下この条において同じ。）に所在するもの）を除く。）にあつては、当該届出施設の所在地の都道府県知事に、届出施設（旅客運送事業鉄道等車両等に所在するもの）に限る。）にあつては当該届出施設の所在地の都道府県知事に、届出施設（旅客運送事業鉄道等車両等に所在するもの）に限る。）にあつては当該届出施設の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。

二 改正法附則第二条第六項に規定する職員の身分を示す証明書は、附則様式第二号による。（指定たばこ専用喫煙室に関する経過措置）

第三条 改正法附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一 改正法附則第二条第六項に規定する職員の身分を示す証明書は、附則様式第二号による。（指定たばこ専用喫煙室に関する経過措置）

二 届出施設の管理権原者（以下この項において「指定たばこ専用喫煙室標識等」という。）は、当該指定たばこ専用喫煙室標識等に規定する指定たばこ専用喫煙室設置施設（旅客運送事業船（以下この項において、旅客運送事業鉄道等車両等（法人にあっては、主たる事務所の所在地（法人にあっては、市長又は区長。以下この項において同じ。）に所在するもの）を除く。）にあつては、当該届出施設の所在地の都道府県知事に、届出施設（旅客運送事業鉄道等車両等に所在するもの）に限る。）にあつては当該届出施設の所在地の都道府県知事に、届出施設（旅客運送事業鉄道等車両等に所在するもの）に限る。）にあつては当該届出施設の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。

三 指定たばこの煙が屋外又は外部の場所に排出されること。

一 空気の気流が、○・二メートル毎秒以上である。

二 指定たばこ（改正法附則第三条第一項に規定する指定たばこをいう。以下この項において同じ。）の煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区分されていること。

三 指定たばこの煙が屋外又は外部の場所に排出されること。

専用喫煙室標識等に記載された事項を容易に識別できるように掲示するものとする。

指定たばこ専用喫煙室設置施設等(改正法附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第四項に規定する指定たばこ専用喫煙室設置施設等をいう。以下この項において同じ。)の管理権原者等は、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の営業について広告又は宣伝をするときは、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等が指定たばこ専用喫煙室設置施設等である旨を明瞭かつ正確に表示するものとする。

改正法附則第三条第四項に規定する職員の身分を示す証明書は、附則様式第三号による。

(喫煙専用室等の技術的基準に関する経過措置)

第四条 第二種施設等又は喫煙目的施設(この省令の施行の際現に存する建築物又は旅客運送事業鉄道等車両等に所在するものに限る。)の屋内又は内部の場所に喫煙をすることができる場所(以下この項において「喫煙場所」という。)を定めようとする場合であつて、当該第二種施設等又は当該喫煙目的施設の管理権原者の責めに帰することができない事由によって当該場所において第二条の規定による改正後の健康増進法施行規則第十六条第一項若しくは第十八条第一項又はこの省令附則第二条第一項若しくは前条第一項に規定する技術的基準(以下この項において「一般的基準」という。)を満たすことが困難であるものに係る技術的基準については、これらの規定にかかわらず、当該喫煙場所において、たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置を講ずることにより、一般的基準に適合した措置を講じた場合と同等程度にたばこの煙の流出を防止することができることとする。

前項に規定する措置を講じている喫煙専用室、喫煙目的室、喫煙可能室又は指定たばこ専用喫煙室(以下この項において「喫煙専用室等」という。)を設置した場合における新法第三十三条第三項第二号若しくは第三十五条第三項第二号又は改正法附則第二条第一項若しくは第三条第一項により読み替えられた新法第三十三条第三項第二号に規定する厚生労働省令で定める事項は、当該喫煙専用室等が前項に規定する措置を講じられているものである旨とする。

(様式に関する経過措置)

第五条 この省令の施行の際この省令による改正前の健康増進法施行規則別記様式第一号及び第二号並びにこの省令第一条の規定による改正後の健康増進法施行規則別記様式第三号(次項において「旧様式」という。)により使用されている証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

(附則様式第1号の2)(附則第2条第6項関係)

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

(附則様式第1号の2)(附則第2条第7項関係)

(附則様式第1号の3)(附則第2条第8項関係)

第六条 附則第一條第六項の届出は、この省令の施行前においても行うことができる。

(附則様式第1号)

(準備行為)

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

(附則様式第1号の2)(附則第2条第7項関係)

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

(附則様式第1号の3)(附則第2条第8項関係)

(附則様式第二号)

(附則様式第三号)

附 則 (令和元年五月七日厚生労働省令)

第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式(次項において「旧様式」という)により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則(令和二年一二月二十五日厚生労働省令)

(施行期日)

省令第二〇八号) 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則(令和三年五月一九日厚生労働省令)

この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則(令和三年一〇月一二日厚生労働省令)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第十二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則(令和四年三月三〇日厚生労働省令)

この省令は、公布の日から施行する。

様式第一号（第四条関係）

表 12cm 面裏

8mm	8mm
第 号 所 属 庁 国民健康・栄養調査員の証 令和 年 月 日 発 行 (使用期間) 氏 名 生年月日 女性月日 男姓月日	
写 真	

表 12cm 面裏

8mm	8mm
第 号 所 属 庁 栄養指導員の証 年 月 日 発 行 氏 名 生年月日 女性月日 男姓月日	
写 真	

表 12cm 面裏

8mm	8mm
第 号 所 属 庁 健康調査第三十八号第二項の規定による立候補証 年 月 日 発 行 氏 名 生年月日 女性月日 男姓月日	
写 真	

様式第二号（第十条関係）

様式第三号（第二十二条関係）